

幹事からの提案議題

今回の新型コロナウイルス感染症の影響で会費の面での問題で退会や休会を希望する会員に対して、細則5条3節にある休会希望の会員の会費の一部免除の規定を適用できるように改正し、RIや地区の個人分担金とクラブ運営の最低限の負担のみにしていただくことで、休会していただき、将来復帰いただくような形を取れないか？

*

細則第5条第3節

疾病または事故により1年以上例会を休会する会員については、本人からの申し入れがある場合で、相当な理由があるときは、理事会の決議により会費の一部を相当期間免除することが出来る。

(改正) 定款第12条第3節(a)により理事会にて欠席を認められ3ヶ月以上

定款第12条

第3節—出席規定の免除

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由、あるいは子供の誕生、養子縁組、または里親となることにより12カ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の12カ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。

個人分の分担金

年間55,000円

これは、RI地区、クラブの人頭分担金であり、預かった金額をそのまま支払うものの合計である。クラブ運営費などの経費は含まれない。

<年会費40万円の内訳(10万円)>

クラブ奉仕事業(親睦活動・姉妹クラブ・卓話講師など)

・・・約70,000円(約17,500円)

クラブ運営費

(食事代・会場費など)

・・・約150,000円(約37,500円)

(事務局家賃・光熱費・事務局員給与・通信費など)

・・・約125,000円(約31,250円)

<その他細則の改正が必要と思われる箇所>

細則第4条

第2節

本クラブの毎週の例会は火曜日12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、すべてクラブの会員全員に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリークラブ定款の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第9条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

(改正) 第12条

細則第4条

第5節

定例理事会は毎月第1火曜日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または2名の理事から要求があるとき、会長によって召集されるものとする。ただし、その場合、然るべき予告が行われなければならない。

(改正) 毎月1回必ず

ご審議お願い致します。

幹事 村岡 正浩